

令和元年第4回おいらせ町議会定例会議案正誤表

議案名	頁	箇所	誤	正
議案第73号 おいらせ町行政組織条例 の一部を改正する条例に ついて	6 ～ 8	附則第2項 おいらせ町執行機関 の附属機関の設置等 に関する条例の一部 改正の別表第1中の 訂正	略	略さずに表記する。 (別紙のとおり)

附属機関	所掌事項	委員の 定数	委員の構成	委員の 任期	会長等の 選任方法	庶務担 当課
おいらせ町交通安全対策会議	(1) おいらせ町交通安全条例(平成18年おいらせ町条例第18号)によりその権限に属させられた事項を審査すること。 (2) 町の区域における交通安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進に関すること。	20人以内	(1) 町内の交通に関する官公庁の職員 (2) 町内の交通に関する団体を代表する者 (3) 学識経験を有する者 (4) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長 町長 (2) 会長職務代理者 会長の指名	まちづくり防災課
おいらせ町子ども・子育て会議	(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条第2項に規定する事項を処理すること。 (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、子ども・子育て支援法第43条第3項に規定する事項を処理すること。 (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、子ども・子育て支援法第61条第7項に規定する事項を処理すること。 (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。 (子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項)	15人以内 (公募による者を含む)	(1) 子どもの保護者 (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 教育関係者 (4) 学識経験を有する者 (5) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の互選	町民課
おいらせ町立児童館運営協議会	おいらせ町立児童館条例(平成18年おいらせ町条例第104号)により設置された児童館の円滑な利用管理及び活動の充実を図ること。	1児童館につき8人以内	(1) 町の児童委員 (2) 町社会福祉協議会 (3) 母親クラブ等地域組織を代表する者	2年	(1) 会長 委員の互選 (2) 会長職務代理者 会長の指名	町民課

			(4) 学識経験を有する者 (5) 子どもの保護者 (6) 町の職員及び教職員等			
おいらせ町国民健康保険運営協議会	町の国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議すること。 (国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第2項に規定する事項)	9人 (右欄各号につき3人)	(1) 被保険者を代表する者(公募により選任する者を含む) (2) 保険医又は保健薬剤師 (3) 公益を代表する者 (国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第3条第3項に規定する者)	3年 (国民健康保険法施行令第4条に規定する任期)	(1) 会長 公益を代表する者の中から無記名投票による選挙で選出(ただし委員に異議のないときは指名推せんによることができる) (2) 会長職務代理者 会長の選出方法に準じて選出 (国民健康保険法施行令第5条の規定による)	環境保健課
おいらせ町廃棄物減量等推進審議会	(1) 一般廃棄物の減量等に関する施策の基本的事項について調査審議すること。 (2) 廃棄物の減量等に関する施策について必要に応じ意見を述べること。	25人以内 (公募による者を含む)	(1) 商工業者を代表する者 (2) 農林水産業者を代表する者 (3) 町内会連合会代表者 (4) 町内の社会教育団体の役員 (5) 町内の公共的団体の役員 (6) 町保健協力会代表者 (7) 関係行政機関の職員 (8) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の互選	環境保健課
おいらせ町健康づくり推進協議会	町民の生涯を通じた健康づくりに必要な方策を体系的・総合的に推進するために次に掲げる事項について審議し、健康づくり活動の円滑な推進を図ること。 (1) 保健事業等の実施計画及び運営に関すること。 (2) 健康管理の推進に関すること。 (3) 健康づくり組織の育成に関すること。	20人以内 (公募による者を含む)	(1) 地区医療機関を代表する者 (2) 教育機関を代表する者 (3) 保健衛生機関を代表する者 (4) 関係行政機関を代表する者 (5) 福祉関係団体を代表する者 (6) 事業所を代表する者 (7) 学識経験を有する者 (8) 体育関係団体を代表する者	2年	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長(2名) 委員の互選	環境保健課

	(4) 健康づくりの啓蒙活動の推進に関すること。 (5) その他健康づくりを推進するために必要な事項に関すること。		(9) その他町長が必要と認める者			
おいらせ町民生委員推薦会	民生委員法(昭和23年法律第198号)に基づく民生委員の推薦に関する調査及び審議に関すること。	14人以内	当町の区域の实情に通ずる者(民生委員法第8条第2項の規定による)	3年(民生委員法施行令(昭和23年政令第226号)第1条第2項の規定による)	(1) 委員長委員の互選 (2) 委員長職務代理者 民生委員推薦会の指定する委員 (民生委員法及び同法施行令の規定による)	介護福祉課

」  
を「

附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
おいらせ町交通安全対策会議	(1) おいらせ町交通安全条例(平成18年おいらせ町条例第18号)によりその権限に属させられた事項を審査すること。 (2) 町の区域における交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進に関すること。	20人以内	(1) 町内の交通に関する官公庁の職員 (2) 町内の交通に関する団体を代表する者 (3) 学識経験を有する者 (4) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長町長 (2) 会長職務代理者 会長の指名	まちづくり防災課
おいらせ町国民健康保険運営協議会	町の国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議すること。(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第2項に規定する事項)	9人(右欄各号につき3人)	(1) 被保険者を代表する者(公募により選任する者を含む) (2) 保険医又は保健薬剤師 (3) 公益を代表する者(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第3条第3項に規定する者)	3年(国民健康保険法施行令第4条に規定する任期)	(1) 会長 公益を代表する者の中から無記名投票による選挙で選出(ただし委員に異議のないときは指名推せんによることができる) (2) 会長職務代理者 会長の選出方法に準じて選出	町民課

					(国民健康保険法施行令第5条の規定による)	
おいらせ町廃棄物減量等推進審議会	(1) 一般廃棄物の減量等に関する施策の基本的事項について調査審議すること。 (2) 廃棄物の減量等に関する施策について必要に応じ意見を述べること。	25人以内 (公募による者を含む)	(1) 商工業者を代表する者 (2) 農林水産業者を代表する者 (3) 町内会連合会代表者 (4) 町内の社会教育団体の役員 (5) 町内の公共的団体の役員 (6) 町保健協力会代表者 (7) 関係行政機関の職員 (8) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長の互選 (2) 副会長の互選	町民課
おいらせ町子ども・子育て会議	(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条第2項に規定する事項を処理すること。 (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、子ども・子育て支援法第43条第3項に規定する事項を処理すること。 (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、子ども・子育て支援法第61条第7項に規定する事項を処理すること。 (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。 (子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項)	15人以内 (公募による者を含む)	(1) 子どもの保護者 (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 教育関係者 (4) 学識経験を有する者 (5) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長の互選 (2) 副会長の互選	保健子ども課
おいらせ町立児童館運営協議会	おいらせ町立児童館条例(平成18年おいらせ町条例第104号)により設置された児童館の円滑な利用管理及び活動の充実を図ること。	1児童館につき8人以内	(1) 町の児童委員 (2) 町社会福祉協議会 (3) 母親クラブ等地域組織を代表する者	2年	(2) 会長の互選 (2) 会長職務代理者 会長の指名	保健子ども課

			(4) 学識経験を有する者 (5) 子どもの保護者 (6) 町の職員及び教職員等			
おいらせ町健康づくり推進協議会	町民の生涯を通じた健康づくりに必要な方策を体系的・総合的に推進するために次に掲げる事項について審議し、健康づくり活動の円滑な推進を図ること。 (1) 保健事業等の実施計画及び運営に関すること。 (2) 健康管理の推進に関すること。 (3) 健康づくり組織の育成に関すること。 (4) 健康づくりの啓蒙活動の推進に関すること。 (5) その他健康づくりを推進するために必要な事項に関すること。	20人以内 (公募による者を含む)	(1) 地区医療機関を代表する者 (2) 教育機関を代表する者 (3) 保健衛生機関を代表する者 (4) 関係行政機関を代表する者 (5) 福祉関係団体を代表する者 (6) 事業所を代表する者 (7) 学識経験を有する者 (8) 体育関係団体を代表する者 (9) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長の互選 (2) 副会長(2名)の互選	保健こども課
おいらせ町民生委員推薦会	民生委員法(昭和23年法律第198号)に基づく民生委員の推薦に関する調査及び審議に関すること。	14人以内	当町の区域の実情に通ずる者 (民生委員法第8条第2項の規定による)	3年 (民生委員法施行令(昭和23年政令第226号)第1条第2項の規定による)	(1) 委員長委員の互選 (2) 委員長職務代理者 民生委員推薦会の指定する委員 (民生委員法及び同法施行令の規定による)	介護福祉課

」